

日常生活自立支援事業はあなたのおんしん・いきいき生活を応援します

ここが知りたい

なるほど
質問箱

にちじょうせい がつじりつ しえんじぎょう

日常生活自立支援事業

ホームヘルパーさんに
来て欲しい

利用者のための
手続きをお手伝いします

通帳などの大事な
書類の管理が心配

安全な場所にお預かりします

お金の支払いで
いつも迷ってしまう

生活支援員が
お手伝いにかがいます

日常生活
自立支援事業が
お手伝いします

Q1

日常生活自立支援事業とは どんな制度なの？

A

あなたの暮らしの“あんしん”を
お手伝いする制度です。

福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない。銀行に行ってお金を下ろしたいけれど、自信がなくて誰かに相談したい。商品勧誘の人が来たとき、どう対応したらいいかわからない。

毎日の暮らしのなかにはいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。日常生活自立支援事業は、このような場合に、福祉サービスの利用手続きや、金銭管理のお手伝いをして、あなたが生き生きと安心して暮らせるようにサポートします。

福祉サービス



生活支援

安心

福祉サービスって何？

介護保険法に基づく高齢者福祉サービス、障害者総合支援法に基づく知的障害者、精神障害者福祉サービスなどです。例えばホームヘルプサービスやデイサービス、食事サービス、入浴サービス、外出支援サービスなどさまざまなものがあります。

相談からサービスの提供まで、あなたのまわりの社会福祉協議会がお手伝いします。

日常生活自立支援事業は、社会福祉協議会が実施しています。

相談からサービスの提供にいたるまで、各地域の社会福祉協議会で働く「専門員」「生活支援員」がみなさんのところへうかがいます。

社会福祉協議会とは？

地域の住民や福祉・保健の関係者、行政機関、ボランティアなどによって構成されています。全国すべての市町村にネットワークを持ち、地域福祉を推進する公共性の高い団体です。

専門員の役割

困りごとや悩みについて相談を受けます。そしてご本人の希望をもとに適切な支援計画をつくり、契約までサポートします。サービスの利用を始めてからも、支援計画を度々たい場合や心配な点があれば、いつでも相談にうかがいます。



生活支援員の役割

契約内容にそって、定期的に訪問します。福祉サービスの利用手続きや費金の出し入れをサポートします。

Q2 ひと り よう どんな人が利用できるの？

A し ぶん 自分ひとりでふくし 福祉サービスのけいやく 契約などの判断をすることが不安な方や、せいかつひ 生活費の管理に困っている方などが利用できます。

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、判断能力が不十分な方が対象になります。なお、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っていたり、認知症の診断を受けている方に限られるものではありません。

この事業は、利用者本人と契約によりサービスの提供を行います。また、判断能力が著しく低下し、契約を結べない方は、成年後見制度（Q7参照）を利用することによりサービスの提供がおこなわれます。

こまった

不安

わからない



福祉サービスを使いたいがどうすればいいかわからない方

計画的にお金を使いたいけどいつも迷ってしまう方



最近物忘れが多くて預金通帳をちゃんとしまったかいつも心配な方

介護保険関係の書類がたくさんくるけど、どう手続きしたらいいかわからない方



施設や病院に入所、入院した場合でも利用できます。

OK!



福祉施設に入所したり、病院に入院した場合でも、日常生活自立支援事業のサービスを利用することができます。専門員や生活支援員が定期的に訪問して、施設や病院での生活のサービスの利用に関する情報提供や相談、助言、施設や病院などの利用料の支払いなどのお手伝いをします。

※施設、病院で実施している金銭管理サービスと連携を図ります。

Q3 どんないサービスがあるの？

A

**福祉サービス利用の申し込み、契約手続き、
日常のお金の出し入れ、預金通帳の預かり
などのお手伝いをします。**

日常生活自立支援事業は、福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや契約、預貯金の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続き、年金手帳・証書や預金通帳など大切な書類の管理などをお手伝いします。

日常生活自立支援事業のサービスを利用する際には、利用する方といっしょに支援計画をつくり、契約をします。

主なサービスの内容

福祉サービスを安心して
利用できるようにお手伝いします。

- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- 福祉サービスの利用における申込み契約の代行
- 入所、入居している施設や病院のサービスや利用に関する相談
- 福祉サービスに関する情報解決制度の利用手続きの支援

福祉サービスとは、介護保険法に基づく高齢者福祉サービス、障害者福祉法に基づき知的障害者福祉サービス、精神障害者福祉サービスなどです。



毎日の暮らしに欠かせない、
お金の出し入れをお手伝いします。

- 福祉サービスの利用料金の支払い代行
- 病院への医療費の支払い手続き
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- 税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払いの手続き
- 日用品購入の代金支払いの手続き
- 預貯金の出し入れ、預金の契約の手続き



日常生活に必要な事務手続きの
お手伝いをします。

- 住宅改修や居住家屋の賃借に関する情報提供、相談
- 住民票の提出等に関する手続き
- 肉店購入に関する契機（宅地建物取引制度（クワンリング・オフ制度等））の利用手続き



大切な通帳や証書などを
安全な場所でお預かりします。

- 保管を希望される通帳やハンコ、証書などの書類をお預かりします

保管できるもの（遺言等）年金証書、年金通帳、証書（預貯金証書、不動産権利証書、登記簿など）、契約、印字機、その他家族生活が豊かになるための書類（カード）なども

※火災、盗難、汚損、喪失補償や有価証券などはお預かりできません。



Q4 どうやったらサービスが利用できるの？

A まず、あなたが住んでいるまちの社会福祉協議会に連絡してください。そこから手続きがスタートします。

相談の受付

●社会福祉協議会に連絡してください
社会福祉協議会は全国すべての市町村に設置されています。本人以外でも、家族など身近な方、行先の窓口、民生委員、介護支援専門員や在宅福祉サービス事業者などを通じての問い合わせにも対応します。



相談、打ち合わせ

●担当者がうかがいます
専門的な知識を持った担当者（専門員）が自宅や施設、病院などを訪問し、相談にのります。相談にあたっては、プライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。気軽に相談してください。



契約書、支援計画作成

●お困りのことを一緒に考え、支援計画をつくります
困っていることや希望をお聞きして、どのようなあずかひをどれくらいの頻度で行うかなどをご本人と一緒に考えます。その後、契約内容・支援計画を提案します。



契約

●利用契約を結びます
契約内容に間違いがなければ、ご利用者と社会福祉協議会とが利用契約を結びます。



サービス開始

●サービスが開始されます
支援計画によって、担当職員がサービスを提供します。

Q5 サービス利用に費用はかかるの？

A 相談から、支援計画の作成、契約の締結は無料です。サービスは、有料です。

- 福祉サービス利用手続きの援助や金銭管理などのサービス……1時間当たり 1,100円
- 通帳や証書などを預かる書類等預かりサービス……1ヶ月当たり 500円

※生活保護を受けている方は、利用料が免除されます。

※支援に伴う交通費についても、実費負担をしていただくことがあります。

(保育料)

(平成26年10月1日現在)

Q6 あんしんして利用できるよう 特別な配慮はありますか？

A 茨城県社会福祉協議会に、2つの委員会を設置しています。

一つ目は、利用者^{りよう}と社会福祉協議^{はいりょ}の契約内容を審査するための契約締結審査会、もう一つは、サービス提供の適切さを監督するための運営適正化委員会を設置しています。

これらは、法律、福祉、医療の専門家と当事者組織などで構成し、適正な事業運営に努めています。



Q7 日常生活自立支援事業と 成年後見制度の違いは？

A 日常生活自立支援事業は、生活支援が基本、
成年後見制度は、法的な支援が基本です。

日常生活自立支援事業は、本人との契約により福祉サービス利用援助と日常的な金銭管理などを行う生活支援です。

これに対して、成年後見制度は、家庭裁判所が適任した後見人等（後見人、保佐人、補助人）が、本人に代わって財産の管理などに伴う契約、施設への入所契約等の法律行為を行うものです。

日常生活自立支援事業は、契約内容がある程度理解できる能力が必要ですが、判断能力が低下し、契約が結べない状況の場合には、成年後見制度により、後見人等（後見人、保佐人、補助人）を選任して、後見人等（後見人、保佐人、補助人）と社会福祉協議会の契約により、利用することができます。

その場合、契約締結審査会に諮ることとなります。



『成年後見制度』に関する問合せ先

公益社団法人 成年後見センター リーガレサポート 茨城支隊
〒311-0063 水戸市五反田1丁目3番14号 茨城司法福祉会内
電話：029-202-3166 FAX：029-202-5177
相談日：月～金曜日（祝祭日を除く） 相談時間：午前9時～午後5時

一般社団法人 茨城県社会福祉士会 ばあとなあ茨城
〒311-0748 水戸市千原町10-15 茨城福祉会福祉会館5階
電話：FAX：029-244-9530
相談日：毎日（祝祭日を除く） 相談時間：午前10時～午後3時

日常生活自立支援事業の
利用事例

ひとり

一人ひとりの暮らしを しっかりサポート

ホームヘルパーの利用と通帳管理 吉田花子さん(78歳)※仮名

吉田さんは現在、ひとり暮らし。最近「通帳の書き場が時々わからなくなる」など不安を感じていました。また、ホームヘルパーを利用したいと思っていましたが、どうやって手続きをしたらよいかわかりませんでした。そんな不安を思い切って民生委員に相談したことが、日常生活自立支援事業を知るきっかけとなりました。

契約にあたっては、社会福祉協議会の専門員が吉田さん宅を訪れ、事業の目的やサービスの内容について説明してくれました。

吉田さんの担当となった生活支援員は、同じ市内に住む山田さん。サービスの内容は福祉サービスの利用援助と日常的な金銭管理の支援です。毎月2日生活支援員が訪れ、銀行から生活費を下ろしてきてくれます。吉田さん宛ての郵便物のなかで支払いの必要なものがあるば、いっしょに確認をして手続きのお手伝いをして吉田さんの暮らしをしっかりとサポートしています。



日常的な金銭管理のお手伝い 古川一郎さん(35歳)※仮名

古川さんはひとり暮らしをしながら地域の作業所に通っています。身の回りのことはほとんど自分でできますが、お金の計算、特に何を買うのにいくらかかるのかを考えて使うのが苦手です。同じ作業所の隣居が、社会福祉協議会に相談したことがきっかけで、日常生活自立支援事業のサービスを利用することになりました。

生活支援員の太田さんは、養護学校の先生をしていた人です。古川さんは毎週1回太田さんに来てもらい、その日に使うお金について相談します。その後いっしょに銀行に行ってお金を下ろしてきます。今では、「お金がどれくらいあるのが心配なときは、太田さんに聞けばわかるので安いです」と古川さんは話しています。



契約、買い物などのお手伝い 鈴木弘美さん(40歳)※仮名

鈴木さんは、現在はアパートでひとり暮らしをしながら、昼間は病院のデイケアに通っています。以前から契約などで電話に迷うことがあったり、友だちとの人間関係の悩みを問いに相談することができず、とても心配になってしまっていることがあります。

日常生活自立支援事業でのサービスの内容は、月に1回、生活支援員が鈴木さん宅を訪れ、その月に必要なお金を下ろしてきます。電化製品などの買い物をするときや定期預金の解約などについても相談します。

生活支援員の太田さんは、ボランティアグループで活動している行動系です。そんな太田さんとのおしゃべりも楽しめると、鈴木さんは話しています。



ご相談・お問い合わせは、最寄りの市町村社会福祉協議会へ

| 名 称 | 所在地・電話・FAX番号 | 名 称 | 所在地・電話・FAX番号 |
|---------------|---|--------------|--|
| 水戸市社会福祉協議会 | 〒311-4141 水戸市高島1-1 (MOS2階) 水戸市福祉センター5F 西館 TEL/029-309-6301 FAX/029-309-6326 | 茨西市社会福祉協議会 | 〒303-0808 茨西市幸町555 茨西市福祉センター TEL/029-22-5191 FAX/0296-25-2400 |
| 日立市社会福祉協議会 | 〒317-0076 日立市高島町4-9-13 日立市庁舎 TEL/0294-31-1122 FAX/0294-37-1124 | 坂東市社会福祉協議会 | 〒300-0030 坂東市高島町19-2 坂東市福祉センター「新築館」内 TEL/0297-75-4011 FAX/0297-76-2368 |
| 土浦市社会福祉協議会 | 〒300-0030 土浦市大町町2-7 ウツラビル4F TEL/029-621-5995 FAX/029-826-4118 | 船橋市社会福祉協議会 | 〒300-0904 船橋市江戸橋南19-2 船橋市「大船橋」福祉センター TEL/029-892-5711 FAX/029-892-5922 |
| 古河市社会福祉協議会 | 〒308-0044 古河市東3丁目2-11 福祉会館 TEL/0293-48-0808 FAX/0290-48-0119 | ひまわり市社会福祉協議会 | 〒300-0134 ひまわり市幸町南3丁目1-1 ひまわり市福祉センター TEL/029-890-2527 FAX/029-890-2523 |
| 石岡市社会福祉協議会 | 〒318-0009 石岡市中央1052-7 石岡市福祉センター TEL/0299-23-2411 FAX/0299-27-2440 | 桜川市社会福祉協議会 | 〒303-1222 桜川市高島町112 桜川市福祉センター TEL/0296-76-1367 FAX/0296-76-2061 |
| 結城市社会福祉協議会 | 〒307-0001 結城市高島町7473 結城市福祉センター TEL/0296-33-0225 FAX/0296-33-1037 | 神栖市社会福祉協議会 | 〒31-62121 神栖市東31746-1 神栖市福祉センター TEL/0299-43-0294 FAX/0298-92-4750 |
| 鹿嶋市社会福祉協議会 | 〒301-0007 鹿嶋市高島町304-1 鹿嶋市福祉センター TEL/0293-62-6735 FAX/0297-62-3375 | 行方市社会福祉協議会 | 〒311-3512 行方市玉手403 行方市福祉センター TEL/0293-36-2020 FAX/0299-95-4545 |
| 下妻市社会福祉協議会 | 〒304-0064 下妻市高島町2-13 下妻市福祉センター TEL/0296-44-0142 FAX/0296-44-2659 | 群马市社会福祉協議会 | 〒311-0520 群馬市高島町222 群馬市福祉センター「2」本館 TEL/0291-32-9323 FAX/0291-32-9322 |
| 常陸市社会福祉協議会 | 〒300-0034 常陸市高島町南2472 西沢 福祉センター「西」1F 西館 TEL/0297-23-2233 FAX/0297-23-2234 | つくば市社会福祉協議会 | 〒300-2312 つくば市中央1-1-1500 つくば市福祉センター「つくば」本館 TEL/0297-57-0125 FAX/0297-57-0206 |
| 新潟大田市社会福祉協議会 | 〒314-0040 新潟大田市高島町33 新潟大田市福祉センター TEL/0294-73-1117 FAX/0294-72-9499 | 小美玉市社会福祉協議会 | 〒311-3436 小美玉市高島町1122 小美玉市福祉センター TEL/0299-37-1251 FAX/0299-37-1562 |
| 高萩市社会福祉協議会 | 〒316-0001 高萩市高島町3-10 高萩市福祉センター TEL/0293-23-0241 FAX/0293-23-6342 | 茨城町社会福祉協議会 | 〒311-3131 茨城県茨城町高島町1027-1 茨城町福祉センター「1」本館 TEL/029-292-7141 FAX/029-292-3220 |
| 北茨城市社会福祉協議会 | 〒319-1542 北茨城市高島町南2-4-16 北茨城市福祉センター TEL/0293-42-0182 FAX/0293-42-7906 | 大洗町社会福祉協議会 | 〒311-1325 茨城県大洗町高島町2-20-1 大洗町福祉センター TEL/029-280-3021 FAX/029-283-2709 |
| 笠間市社会福祉協議会 | 〒320-1704 笠間市高島町3-2-11 笠間市福祉センター TEL/0298-77-0730 FAX/0298-75-2933 | 坂東町社会福祉協議会 | 〒311-4373 茨城県坂東市高島町405-1 坂東町福祉センター TEL/029-284-7113 FAX/029-284-7021 |
| 取手市社会福祉協議会 | 〒302-0021 取手市高島町146-3 取手市福祉センター TEL/0294-72-0669 FAX/0297-73-7129 | 東海村社会福祉協議会 | 〒318-1112 茨城県東海村高島町2055 東海村福祉センター「1」本館 TEL/029-383-0025 FAX/029-383-4535 |
| 牛久市社会福祉協議会 | 〒300-1200 牛久市高島町15-1 牛久市福祉センター TEL/029-871-1295 FAX/029-811-1296 | 大子町社会福祉協議会 | 〒309-2620 大子町高島町722-1 大子町福祉センター TEL/0295-72-2020 FAX/0295-72-1121 |
| つくば市社会福祉協議会 | 〒300-3270 つくば市高島町1-10-4 つくば市福祉センター TEL/029-679-5520 FAX/029-679-5521 | 美浦村社会福祉協議会 | 〒300-0424 美浦村高島町1546-1 美浦村福祉センター TEL/029-885-0039 FAX/029-840-4532 |
| ひたちなか市社会福祉協議会 | 〒312-0041 ひたちなか市高島町南2-16-1 ひたちなか市福祉センター TEL/029-276-3241 FAX/029-276-0609 | 尚友町社会福祉協議会 | 〒300-0321 船橋市尚友町高島町4071-1 尚友町福祉センター TEL/029-867-0094 FAX/029-867-4934 |
| 鹿嶋市社会福祉協議会 | 〒314-0012 鹿嶋市高島町1232-45 鹿嶋市福祉センター TEL/0299-62-2621 FAX/0299-62-0042 | 河内町社会福祉協議会 | 〒300-1301 船橋市河内町高島町990-1 河内町福祉センター TEL/029-64-2630 FAX/0297-64-4090 |
| 潮来市社会福祉協議会 | 〒311-3421 潮来市高島町799 潮来市福祉センター TEL/0296-63-1296 FAX/0296-63-1265 | 八千代町社会福祉協議会 | 〒300-2672 船橋市八千代町高島町1033 八千代町福祉センター TEL/0296-45-3949 FAX/0296-45-3888 |
| 守谷市社会福祉協議会 | 〒302-2716 守谷市高島町3-3 守谷市福祉センター TEL/0293-49-3026 FAX/0297-48-9554 | 五霞町社会福祉協議会 | 〒300-0261 船橋市五霞町高島町12201 五霞町福祉センター TEL/0290-64-0781 FAX/0290-64-3887 |
| 常陸大宮市社会福祉協議会 | 〒309-2704 常陸大宮市高島町380-2 常陸大宮市福祉センター TEL/0295-33-1126 FAX/0296-23-1275 | 境町社会福祉協議会 | 〒306-0404 船橋市境町高島町1691-1 境町福祉センター TEL/0290-67-2525 FAX/0290-67-6629 |
| 那珂市社会福祉協議会 | 〒309-2102 那珂市高島町321 那珂市福祉センター TEL/029-229-3309 FAX/029-286-1002 | 利根町社会福祉協議会 | 〒300-1622 北茨城市利根町高島町12998 利根町福祉センター TEL/0297-66-7771 FAX/0297-66-8072 |

茨城県日常生活
自立支援センター

〒300-2411 茨城県水戸市千波町19-18 茨城県社会福祉協議会内
TEL/029-241-1134 FAX/029-241-1434

利用時間●月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始除く）